

名古屋港及び三河港に係る外航クルーズ船誘致促進事業 業務委託仕様書

1 目的

昨今、外航クルーズ船の寄港は増加しており、今後もさらなる増加が見込まれる。外航クルーズ船の寄港先は、通常2年後を想定して計画されることから、増加を見越し、クルーズ船社等に積極的なセールスを実施する必要がある。

本事業では、有力クルーズ船社等へのセールスコール等により、名古屋港及び三河港（蒲郡地区）への更なる外航クルーズ船誘致を促進する。

2 業務内容

(1) 名古屋港のポートセールスに関すること（愛知県・名古屋市共同事業）

ア 事業概要

2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社等に対し、フォローアップを実施する。

また、クルーズ船の寄港地決定権を持つ外国船社の本社（ヨーロッパ・アメリカ等）やチャーター等へのセールスコールを実施する。

イ 委託内容

(ア) フォローアップに関すること

- ・2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社等（11社[※]）のうち6社以上に対し、効果的なフォローアップを実施すること。
- ・[※]①Princess Cruises、②Cunard Line、③Viking Ocean Cruises、④Regent Seven Seas Cruises、⑤Oceania Cruises、⑥Ponant、⑦JTB ロイヤルロード、⑧阪急交通社、⑨クルーズプラネット、⑩クラブツーリズム、⑪ジャパネットツーリズム
- ・原則訪問によるフォローアップとするが、訪問により難しい場合は、愛知県及び名古屋市と協議のうえ、Web会議や電話等により実施すること。
- ・フォローアップ先毎に、別途指定する様式で船社情報ファイル、チャーター情報ファイルを作成すること。
- ・フォローアップ先の選定においては、愛知県及び名古屋市の担当者と協議すること。
- ・事業開始前に事業全体スケジュールを作成し、愛知県及び名古屋市へ提出すること。
- ・フォローアップの際のプレゼンテーションに必要な資料については、愛知県

及び名古屋市の担当者と協議のうえ、作成すること。

- ・フォローアップを通して、今後の配船予定、新規造船、寄港計画等を調査し、内容を報告すること。

(イ) セールスコールに関すること

- ・クルーズ船の寄港地決定権を持つ外国船社の本社（ヨーロッパ・アメリカ等）やチャーター等への効果的なセールス活動を7社以上実施すること。
ただし、2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社は含まないものとする。
- ・原則訪問によるセールスコールとするが、訪問により難しい場合は、愛知県及び名古屋市と協議のうえ、Web会議や電話等により実施すること。
- ・セールスコール先の選定においては、日本への寄港実績がある船社又は寄港予定若しくは計画のある船社等を想定し、提案を行うこと。
- ・船社等については、基本的に外国船社の本社とするが、寄港地決定に影響力があれば、日本支社でも可とする。
- ・セールスコール先の選定においては、愛知県及び名古屋市の担当者と協議すること。
- ・セールスコール先毎に、別途指定する様式で船社情報ファイル、チャーター情報ファイルを作成すること。
- ・事業開始前に事業全体スケジュールを作成し、愛知県及び名古屋市へ提出すること。
- ・セールスコールを通して、今後の配船予定、新規造船、寄港計画等を調査し、内容を報告すること。
- ・セールスコール実施後、セールスコール先から問い合わせ等があった場合には対応すること。
- ・その他効果的な手法があれば提案すること。

(ウ) ポートセールスで使用する資料作成に関すること

- ・外国船社及びチャーター等の寄港地決定権を持つ者に訴求力を持つセールス資料を作成すること。
- ・掲載する内容については、岸壁の概要、寄港地の観光スポットは必須とし、その他の内容については提案すること。
- ・必要に応じて、愛知県及び名古屋市が2024年度に実施した「名古屋港に係る外航クルーズ船誘致促進事業」で作成したセールス資料を活用すること。
- ・必要があれば、船社のクラスに応じて、分けて作成することも可とする。
- ・日本語版及び英語版を作成すること。
- ・今後の更新を踏まえ、編集可能なデータ形式とし、成果品として、紙媒体2

部、電子データ1部を別途指示する日までに提出すること。

(2) 三河港（蒲郡地区）の観光コンテンツ資料作成及びポートセールスに関すること （愛知県単独事業）

ア 事業概要

三河港に寄港を検討するクルーズ船社等に三河湾の魅力をPRするための寄港地観光コンテンツを紹介するタリフを作成する。

また、2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社等に対し、フォローアップを実施する。

イ 委託内容

(ア) 寄港地観光コンテンツの資料作成に関すること

- ・顧客の寄港地観光に係る志向や価格帯の調査・分析を実施した上で、寄港地観光コンテンツを8箇所以上選定すること。また、少なくとも半数は三河地区の観光コンテンツから選定すること。
- ・寄港地観光コンテンツの選定においては、愛知県の担当者と協議すること。
- ・選定した寄港地観光コンテンツについて、外国船社及びチャーター等の寄港地決定権を持つ者に訴求力を持つタリフを作成すること。また、作成に当たっては、現地調査等により観光施設等の関係者と調整を行うこと。
- ・タリフは日本語版及び英語版を作成すること。
- ・今後の更新を踏まえ、編集可能なデータ形式とし、成果品として、紙媒体2部、電子データ1部を別途指示する日までに提出すること。

(イ) フォローアップに関すること

- ・2024年度の事業でセールスコールを実施したクルーズ船社等（9社※）のうち6社以上に対し、効果的なフォローアップを実施すること。
- ※①Princess Cruises、②Viking Ocean Cruises、③Regent Seven Seas Cruises、④Oceania Cruises、⑤Ponant、⑥JTB ロイヤルロード、⑦阪急交通社、⑧クルーズプラネット、⑨クラブツーリズム
- ・原則訪問によるフォローアップとするが、訪問により難しい場合は、愛知県と協議のうえ、Web会議や電話等により実施すること。
- ・フォローアップ先毎に、別途指定する様式で船社情報ファイル、チャーター情報ファイルを作成すること。
- ・フォローアップ先の選定においては、愛知県の担当者と協議すること。
- ・事業開始前に事業全体スケジュールを作成し、愛知県へ提出すること。
- ・フォローアップの際は、(ア)にて作成するタリフを活用すること。
- ・フォローアップを通して、今後の配船予定、新規造船、寄港計画等を調査し、内容を報告すること。

(3) その他提案

上記2(1)及び2(2)のほかに、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

(4) 助言、提案に関すること

名古屋港及び三河港への外航クルーズ船の誘致に当たり、効果的と思われる施策等があれば、助言、提案を随時行うこと。

(5) その他、業務上必要な一切の業務

3 成果物の提出

成果物の提出に当たっては、愛知県及び名古屋市が別途指定する様式を用いて、日本語で作成すること。

完了報告を除いては、電子メールでの提出も可とする。

(1) 中間報告

ア 報告内容

<名古屋港のポートセールスに関すること>

- ・ 年間スケジュール表
- ・ 船社情報ファイル、チャーター情報ファイル
- ・ 今後の配船予定、新規造船、寄港計画等
- ・ その他指示したもの

<三河港（蒲郡地区）の観光コンテンツ資料作成及びポートセールスに関すること>

- ・ 年間スケジュール表
- ・ 船社情報ファイル、チャーター情報ファイル
- ・ 今後の配船予定、新規造船、寄港計画等
- ・ その他指示したもの

イ 報告期限

2026年1月5日（月）

※2025年12月末時点の情報を報告すること。

(2) 完了報告

ア 報告内容

- ・ 図面及び写真などを利用して、全体の業務実績をまとめること。
- ・ 本事業を通じた分析・考察を行い、今後の名古屋港及び三河港への寄港促

進のために効果的な方策について取りまとめること。

- ・ 報告書の作成に当たっては、業務内容ごとに作成すること。
- ・ その他指示したもの

イ 報告期限

2026年3月16日（月）

ウ 提出部数

紙媒体（日本産業規格A4版）2部、電子データ（Power Point形式など加工可能なもの）

4 留意事項

- （1）業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- （2）本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- （3）本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- （4）委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- （5）委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、愛知県及び名古屋市に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- （6）受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- （7）受託者は、本業務に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

5 その他

- （1）事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、愛知県及び名古屋市の担当者と密接な連携を図りつつ進めるものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、関係者と協議のうえ対処するものとし、必要に応じ契約の変更等を行う。
- （2）本事業のうち、2（1）名古屋港のポートセールスに関することについては、名古屋市と共同で実施する事業であるため、本契約を締結後、名古屋市と別途契約を締結すること。
- （3）見積書の作成に当たっては、共通経費は設けず、業務内容ごとに、報告書作成費、管理費等を積算すること。